

市長会見の項目（概要）

と き：令和元年 10 月 17 日（木）14：00～

ところ：市政記者室

■ 「令和元年台風第 19 号」被災者の方々への支援に取り組んでいきます

<担当：都市整備局住宅部管理課 電話：06-6208-9260>

<担当：都市整備局住宅部管理企画担当 電話：06-6208-9257>

<担当：市民局区政支援室地域力担当 電話：06-6208-7319> 【フリップあり】

◆大阪市では、「令和元年台風第 19 号」の被災者の方々へ市営住宅の空き住戸の提供を行う。

1. 提供戸数 50 戸（速やかに提供可能）
2. 使用形態 一時入居（目的外使用）による措置
3. 入居資格 「令和元年台風第 19 号」により住宅が滅失した被災者等
4. 使用期間 1 年間以内
5. 使用料 無償
6. 敷金 免除
7. 受付開始日時 令和元年 10 月 18 日（金曜日）午前 9 時から
8. 受付窓口 都市整備局 住宅部 管理課（入居契約グループ）
大阪市北区中之島 1-3-20（大阪市役所 1 階）
電話：06-6208-9264～6
時間：9 時から 17 時 30 分（土曜日・日曜日・祝日を除く）

◆窓口にて、先着順に受け付ける。入居手続きに際しては、自動車運転免許証など住所や本人確認ができる資料や印鑑が必要となるが、必要な書類がそろえられない方については、事情をお聞きして臨機応変に対応する。

◆また、「令和元年台風第 19 号災害義援金」の受付を開始する。お預かりした義援金については、日本赤十字社を通じて、被災された方々にお届けする。

1. 受付期間 令和元年 10 月 18 日（金曜日）から令和 2 年 2 月 28 日（金曜日）まで
2. 受付時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）
3. 受付場所 ・大阪市役所 1 階南側玄関受付
・大阪市役所 4 階市民局区政支援室地域力担当企画連携グループ
・各区役所

◆義援金を直接振り込む場合は、日本赤十字社の「令和元年台風第 19 号災害義援金」に関するページをご覧ください。

◆被災地支援にあたる職員の派遣については、現在のところ、具体的な要請はないものの、要請があればすぐに、危機管理室内に「災害等支援対策室」を設置し、職員を派遣します。

◆被災地の皆さんが一日も早く生活を再建できるよう、支援に取り組んでいく。